

米原市放課後児童クラブ ご利用の手引き（令和8年度）



生まれたときから伊吹山があった。
ただものではない雪がつもる。
できたての水がこんこんと湧く。
からだもよろこぶ四季がめぐる。
恋しいなるほどステキな〇〇が育つ。
山から里から湖からの道が結ばれ、つながる人々。
あの人とこの人との道を通り日々のモトを育てた。

びわ湖の素 米原
だから
じとが生きるにはココチよい。



平成27年4月
滋賀県米原市

MAIBARA CITY SALES

米 原 市 くらし支援部 子育て支援課

電話 0749-53-5131

4月以降は こども政策部 こども若者応援課（電話 0749-53-5127）へお問合せください。

本冊子に記載されている内容は、令和8年3月時点のものであり、今後、変更となる場合があります。

目 次

1 放課後児童クラブについて	・・・ 1 ページ
2 入会手続きについて	・・・ 5 ページ
3 ご利用に当たってのお願いとお断り	・・・ 8 ページ
4 夕延長・朝延長利用について	・・・ 12 ページ
5 土曜日利用について	・・・ 14 ページ
6 保護者負担金の取扱いについて	・・・ 15 ページ
7 負担金の減額・免除について	・・・ 18 ページ
8 お問い合わせ	・・・ 21 ページ



1 放課後児童クラブについて

1 放課後児童クラブとは・・・

放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）とは、市内の小学校に通っていて、保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に、学校の授業終了後等に生活と遊びの場を提供するところです。

2 令和8年度変更内容

休業日について、お盆休みを8月13日から8月16日までの4日間とします。

長期休業期間利用にかかる申請内容の変更について、夏休みは6月30日まで、冬休みは11月30日までの受付にします。【前月20日までを前月末へ延長】

担当部署が現在の「くらし支援部子育て支援課」から令和8年度は「こども政策部こども若者応援課」に変更となります。4月以降は、こども若者応援課（電話0749-53-5127）へお問合せください。

3 受入対象

米原市内の小学校に在学する児童で、保護者の就労、疾病等の理由により、小学校の放課後等に養育を受けることができない児童

4 開設期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 開設時間

区 分	開設時間
学校授業日	下校時から18時まで
長期休業期間（春・夏・冬休み）	8時から18時まで

6 利用区分

利用区分は、「年間利用」と「長期休業期間利用」の2区分となっています。

区 分	内 容
1 年間利用	1年（学校授業日および長期休業期間）を通じて利用する場合
2 長期休業期間利用	<u>長期休業期間だけ</u> を利用する場合

7 延長利用

保護者の勤務時間や通勤時間などの都合により、利用時間が開設時間を超えてしまう場合は、次の延長利用をご利用ください。ただし、事前に申込みが必要です。

区 分	延長時間	備 考
夕延長利用	18時から18時30分まで	18時30分に閉所
朝延長利用	7時30分から8時まで	長期休業期間中のみ

延長利用を申し込まれていない方が都合により、急ぎで利用される場合は、緊急時延長利用（有料）の利用が可能です。（詳細は12ページをご確認ください。）

施設は18時30分で閉所しますので、必ず時間を厳守してください。時間を守られない場合、利用をお断りする場合があります。

8 土曜日利用

保護者が就労等により昼間家庭に居られないため土曜日も利用される場合は、次の「土曜日利用」をご利用ください。ただし、事前に申込みが必要です。

区 分	開設時間	備 考
土曜日利用	8時から17時まで	年間利用の方のみ

土曜日利用の朝延長利用、夕延長利用はありません。

開設クラブは、「坂田第1児童クラブ（さかっこクラブ）」と「伊吹児童クラブ（いぶきっ子クラブ）」の2か所を予定していますが、利用児童数が少数の場合、「坂田第1児童クラブ（さかっこクラブ）」1か所での利用をお願いする場合があります。

【参考】利用可能なサービス

区 分	利用可能サービス		
	夕延長利用 18:00～18:30	朝延長利用 7:30～8:00	土曜日利用 8:00～17:00
1 年間利用	○	○（ ）	○
2 長期休業期間利用	○	○	×

長期休業期間のみ

9 休業日（開設しない日）

休業日	日曜日、祝日
	8月13日から8月16日まで、12月29日から1月3日まで

臨時休業については10～11ページをご確認ください。

10 各公設児童クラブの名称・小学校区・所在地

名 称 (愛 称)	小学校区	所 在 地
米原第 1 児童クラブ (まいはらっ子クラブ)	米 原	入江 2 9 6 番地 (クラブ専用棟)
米原第 2 児童クラブ (あしたばひろば)		入江 3 0 7 番地 児童数に応じて東西 2 棟で運営します。
河南児童クラブ	河 南	枝折 7 7 番地 (河南小学校内)
坂田第 1 児童クラブ (さかっこクラブ)	坂 田	宇賀野 2 7 3 番地 (クラブ専用棟)
坂田第 2 児童クラブ (お家笑里クラブ)		顔戸 1 5 1 3 番地 (近江学びあいステーション内)
息長児童クラブ (げんきッズ息長)	息 長	能登瀬 1 3 3 9 番地 (息長小学校内)
大原児童クラブ (はらっぱ)	大 原	野一色 1 1 8 4 番地 (クラブ専用棟)
山東児童クラブ (ほたるっ子 310)	山 東	志賀谷 1 9 0 7 番地 (クラブ専用棟)
柏原児童クラブ (のびっ子)	柏 原	柏原 2 3 2 0 番地 (柏原小学校内)
伊吹児童クラブ (いぶきっ子クラブ)	伊 吹 春 照	春照 3 7 番地 (伊吹薬草の里文化センター内) 上野 9 9 1 番地 (伊吹小学校内) 杉澤 8 1 7 番地 (春照小学校内 夏季休業期間のみ)

年間利用児童は、通学されている小学校区の児童クラブへ入会していただきます。
米原第 1 児童クラブ、米原第 2 児童クラブ、坂田第 1 児童クラブ、坂田第 2 児童クラブ、大原児童クラブ、伊吹児童クラブについては、クラス分けを行い、運営させていただきます。

米原第 2 児童クラブについては、児童数により東西 2 棟で運営します。(どちらも学校敷地内)

11 利用定員（受入施設の面積や小学校の児童数から設定）

名 称	利用定員 年間（年間＋ 長期休業期間）	名 称	利用定員 年間（年間＋ 長期休業期間）
米原第1児童クラブ (まいはらっ子クラブ)	120人 (120人)	息長児童クラブ (げんきッズ息長)	40人 (70人)
米原第2児童クラブ (あしたばひろば)	80人 (130人)	大原児童クラブ (はらっぱ)	90人 (130人)
河南児童クラブ	40人 (40人)	山東児童クラブ (ほたるっ子310)	40人 (55人)
坂田第1児童クラブ (さかっこクラブ)	140人 (140人)	柏原児童クラブ (のびっ子)	40人 (40人)
坂田第2児童クラブ (お家笑里クラブ)	70人 (95人)	伊吹児童クラブ (いぶきっ子クラブ)	70人 (95人)

12 米原小学校区および坂田小学校区の運営体制について

米原小学校区は「米原第1児童クラブ（まいはらっ子クラブ）」・「米原第2児童クラブ（あしたばひろば）」2クラブの選択制となります。

米原第1児童クラブ（まいはらっ子クラブ）は、年間利用の申込みで定員に達する見込みのため、長期休業期間のみの利用受け入れはありません。

坂田小学校区は「坂田第1児童クラブ（さかっこクラブ）」・「坂田第2児童クラブ（お家笑里クラブ）」2クラブの選択制となります。

令和8年度は「坂田第1児童クラブ（さかっこクラブ）」での長期休業期間利用（夏休みを含む）の募集を行う予定はありません。市内他児童クラブでの受け入れを案内させていただく見込みです。

2クラブの入会申込児童数に著しく偏りがある場合、それぞれの児童クラブが適正規模となるように利用調整を行います。（年間利用が優先となります。）

学年によるクラブ選択の制限はありません。ただし、きょうだいで同じ利用区分（きょうだいともに年間利用または長期休業期間利用）の利用申込みをされる場合は、特別な事情がない限り、同一のクラブでの申込みをお願いします。

2 入会手続きについて

入会については、受付期間があります。以下の特別な事情がある場合に限り、受付期間後の随時申込みを受け付けますが、児童クラブの定員の空き状況等により個別対応することになりますので、全ての方が途中入会できるわけではありません。

以下の条件すべてに当てはまる場合に限り、途中入会の申込みを受け付けます。

- ・年間利用であること。
 - ・入会を希望する児童が1年生から3年生であること。
 - ・クラブの定員に空きがあること（ただし、定員に空きがあっても、新たに支援員の配置が必要となる場合は入会できません。）
- 特別支援学級に入級しているなどの特別な事情がある場合は、別途ご相談ください。

■ 入会受付期間

利用区分	受付期間	就労証明書等 有効期間
令和8年度 年間利用（R8.4からR9.3） 令和7年度冬休み・令和8年3月・4月春休み	令和7年10月17日 から10月31日	<u>令和7年9月1日</u> 以 降に発行されたもの
令和8年度 途中入会（新1～3年生のみ） 令和7年11月から令和8年3月の間の随時 受付はありませんのでご注意ください。	令和8年4月から 随時受付	申込時の直近に発行 されたもの
令和8年 夏休み（7月・8月）	令和8年5月1日 から5月15日（予定）	<u>令和8年4月1日</u> 以 降に発行されたもの
令和9年度 年間利用（R9.4からR10.3） 令和8年度冬休み・令和9年3月・4月春休み	令和8年10月中旬 から下旬予定	<u>令和8年9月1日</u> 以 降に発行されたもの

■ 入会申込について（随時申込以外）

電子申請（マイナポータル）となりますので、利用区分ごとの受付期間内に申請をお願いします。

電子申請の方法が分からない方やインターネット環境がない方は、子育て支援課窓口で申請の支援を行います。

○スマートフォンをお持ちの方はご持参ください。（控えをダウンロードできます。）

○マイナンバーカードはなくても申請できますが、あると一部入力を省略できます。

就労証明書等の様式は、市公式ウェブサイトに掲載していますので、必要に応じてダウンロードしてください。

公式 WEB サイト



■ 提出先

マイナポータル（アプリまたは Web サイト）から提出

○マイナポータル（パソコン等で申請する場合の Web サイトはこちら）

URL：<https://myna.go.jp/>

○随時申込を希望される方は、子育て支援課へお問合せください。

■ 提出書類

申込書に記載されている父母については、就労証明書等の提出が必要です。

証明書類とは、以下のものを指します。

就労証明書（利用区分ごとに有効期間がありますのでご注意ください。）

就労されている方は、勤務先で証明を受けてください。

児童が帰宅する時間に、保護者が就労等で家庭にいないことが入会の要件となりますので、年間利用を希望される場合、おおむね 15 時以降まで就労されていることが確認できる証明書を提出していただく必要があります。

月 12 日以上（1 日 4 時間以上）就労が常態である必要があります。

土曜日利用をするには、保護者全員が恒常的に土曜日に就労している必要があります、不定期な休日出勤等は対象外となります。（就労証明書の就労日の土曜日の欄にチェックが入っている必要があります。）

自営業の場合

自営業の方は、確定申告書の写し（第 1 表および第 2 表）と合わせて、就労証明書を添付してください。（起業初年度で確定申告がまだの方のみ、開業許可証等事業を開始したことが分かる書類を添付してください。）

勤務時間の要件は、 と同じです。

農業申立書

農業に従事されている方は、確定申告書の写し（第 1 表および第 2 表）と合わせて、耕作面積や従事者等を申立てしてください。

介護・看護（その他）申立書

介護（看護）に携わる方は、介護（看護）の対象者および状態を証明する書類（身体障害者手帳、診断書、要介護者認定証等の写し）を添付してください。

受付期間後の入会申込については、別途特別な事情を申立てしてください。

カリキュラム（在学証明書）

職業訓練等、学生の方は、在学中（予定）の学校で証明を受けてください。

必ず市所定の様式で提出してください。

診断書

病気により家庭で児童の保育ができない方は、医師の証明を受けてください。

必ず市所定の様式で提出してください。

出産の場合（産休・育休）

母子手帳の写しを添付してください。

就労の有無に関わらず、出産のために家庭で保育ができない場合の利用承諾期間は産前2か月、産後12か月までとなります。

産後12か月経過後は、復職（就職等）が必要となります。

3 ご利用に当たってのお願いとお断り

■ お子様の送迎について

お迎えは、原則、保護者の方または祖父母等大人の方で責任を持ってお願いいたします。なお、あらかじめ、児童クラブの支援員にお迎えの時間、お迎えの方について連絡をお願いします。また、お迎えの時間は、必ず開設時間（18時30分）内にお申し込みします。また、お子様だけを児童クラブの入口に置いて行くことはしないようお願いします。（保護者の時間内でのお迎えが難しい場合は、別途ご相談ください。）

■ 児童クラブの入退室状況・利用予定の報告等について

クラブへの入室・退室状況の把握、利用予定の報告やクラブや市からの連絡等を専用アプリ（安心でんしょばと）で行います。

利用決定後に登録用紙を交付しますので必ず保護者登録をお願いします。（クラブへの月ごとの利用予定の報告、クラブや市からの連絡を受取る際に必ず必要となります。）

■ 利用内容の変更について

- ・当初に申込みされた利用区分（年間利用・長期休業期間利用）は、原則、変更できません。

やむを得ない事情がある場合は、子育て支援課へご相談ください。

- ・延長利用および土曜日利用等の利用内容を変更される場合は、「放課後児童クラブ変更事項届出書」を市へ提出してください。

変更する月の前月の20日までに市へ提出をお願いします。



電子申請はこちらから

マイナポータル 手続の検索・電子申請 「滋賀県・米原市・子育て」で検索
放課後児童クラブ変更事項届出書

・ 退会の手続き

家庭事情の変更等（転出、退職等）により退会される場合は、必ず「放課後児童クラブ退会届」を市へ提出してください。（退会后、年度内の再入会は不可）

日割り計算はありませんので、退会する月の20日までに市へ提出をお願いします。

- ・変更の手続きを前月20日までにされなかった場合は、対象期間に欠席であっても、当初に申込みをされた期間の負担金（活動費）が必要となります。



電子申請はこちらから
マイナポータル 手続の検索・電子申請 「滋賀県・米原市・子育て」で検索
放課後児童クラブ退会届

令和8年度 変更届・退会届提出期限

長期休業期間に係る変更の期限には、十分にご注意ください。

変更開始	提出期限	変更開始	提出期限
4月春休み変更	令和8年3月20日(祝)	冬休み変更 (12月・1月)	令和8年11月30日(月)
夏休み変更 (7月・8月)	令和8年6月30日(火)	3月春休み変更	令和9年2月20日(土)

上記は電子申請の提出期限となりますので、窓口にて提出される際は提出期限内の開庁日にご提出ください。

利用定員に達しているとき

児童の疾病その他の事由により他の児童に影響を及ぼすおそれのある場合

児童クラブの集団生活または管理運営に支障が生ずると認められるとき

例)・児童や保護者が他の児童や支援員に危害を加える場合(暴行や傷害、暴言)

・児童クラブの施設や備品等を故意に破壊する行動を行う場合

・児童クラブでの必要な指示に従わない場合

・児童クラブの施設外に無断で出る場合 など

保護者の離職等により家族状況が変化し、家庭で児童の養育が可能となった場合

特別の理由がなく長期(3か月程度)にわたり児童クラブの利用がない場合

保護者が放課後児童クラブ保護者負担金を納付しない場合

■入会の保留または取消について

次に該当する場合は、入会をお断り、保留または退会していただく場合がありますので、ご注意ください。

米原市放課後児童クラブ条例第7条(利用の制限等)

■お子様の利用意向について

入会については、お子様も児童クラブを利用することについて同意していることをご確認のうえお申し込みください。初めて利用される場合は、開設場所の確認やお迎えの出入口など、お子様と一緒にご確認いただき、安心して利用していただけるようお願いいたします。

■ 児童クラブの施設・備品について

児童の故意による行動で児童クラブの施設や備品を破損した場合は、その修理費の全額を保護者の方に負担していただくこととなりますので、ご承知おきください。

故意による破壊行為等に対する保険適用はありません。

■ 利用予定の連絡

児童クラブでは、あらかじめ、利用予定表の提出をしていただくことにより、利用の予定を把握しています。利用当日、都合により欠席される場合は、必ず児童クラブまで連絡願います。クラブへの連絡がなかった場合、お子様が帰宅すると言われても安全確保のためクラブでお預かりすることとなりますのでご承知おきください。

学校からクラブへの連絡はありませんので、学校への連絡とは別に必ずクラブへ連絡してください。

■ 緊急時の連絡先

お子様が急に体調不良を起こしたときや、万一事故が発生したときなどは、緊急連絡先にご連絡し、予定時刻より早めのお迎えなどの対応をご相談させていただきます。

■ 学校の臨時休校等における対応について

【台風による臨時休校の場合】

台風により暴風警報等が発令され、小学校が臨時休校となった場合については、児童の安全確保のため自宅待機を基本とします。

やむを得ず自宅で過ごすことができない児童がいる場合に限り、臨時的な開設の検討を行いますが、支援員の配置と施設の安全が確保できた段階での開設となりますので、利用を希望される方については、当日 8 時以降にクラブへ連絡いただき、受入れの可否（開始時間）についてご確認ください。また、児童の安全確保の観点から、早めのお迎えをお願いする場合がありますので、状況に応じて対応をお願いします。

【大雪による臨時休校の場合】

降雪・積雪により大雪警報等が発令され、小学校が臨時休校となった場合、児童クラブも「臨時休業」といたします。

【長期休業期間・土曜日利用の警報発令時の場合】

小学校の長期休業期間や土曜日に、台風や大雪により警報が発令された場合の児童クラブ開設の可否については、市においてあらかじめ判断し、各児童クラブまたは市から「安心でんしょばと」で連絡いたします。

【特別警報が発令された場合】

非常に危険であり、安全が確保できないため、また、公共施設が避難所となるため、児童クラブは「臨時休業」といたします。

【学校の下校時刻が繰り上げとなった場合】

台風や大雪により、小学校が繰り上げ下校となった場合、児童の安全確保の観点から、学校での待機や、早めのお迎えをお願いする場合がありますので、状況に応じて対応をお願いします。

【風邪（インフルエンザ・コロナ）等により学級閉鎖等となった場合】

集団風邪（インフルエンザ等）により学級閉鎖や学年閉鎖となった場合、対象の学級または学年の児童は学級閉鎖等が決まった当日および閉鎖期間中は児童クラブの利用はできません。

また、登校後に学級閉鎖等が決まった場合は、他学級等への感染拡大防止のため、当日は、学校で待機いただくことになりますので、学校からの連絡に従って早めのお迎えをお願いします。

■ 学校の振替休日の開設について

運動会またはフローティングスクール（５年生）等により、学校が振替休日となった場合、児童クラブは８時から開設します。ただし、やむを得ず朝延長利用を希望される場合は、事前に児童クラブに連絡願います。その際は、緊急時朝延長利用（児童１人につき１回２００円）が加算されます。

なお、この場合、年間利用の児童については対応できますが、長期休業期間利用の児童については受入施設の確保が困難なため、対応しかねますのでご了承ください。

卒業式から３月春休みの間の期間は振替休日ではありませんのでご注意ください。

■ その他

仕事の休暇日など保護者の方が自宅におられ、お子様をみることができる日は、できる限りご自宅で過ごしていただくようお願いします。

4 夕延長・朝延長利用について

このサービスは、フルタイム勤務、パート勤務、不規則勤務、また遠方勤務など、保護者の皆さんの多様なライフスタイルにお応えできるよう実施しています。利用される場合は、事前（入会申込の際）に利用申込みをお願いします。なお、**お子様の送迎時間は、必ず開設時間内の時間厳守でお願いします。**

■夕延長利用について

児童クラブの開設時間は、18時00分までとなっています。勤務等の都合により、お子様のお迎えが18時00分を超えてしまう場合は、この「夕延長利用」をご利用ください。

ただし、夕延長は、「18時00分00秒から18時30分まで」となっていますので、必ず18時30分までのお迎えをお願いします。

■朝延長利用について

夏休みなどの学校の「長期休業期間」の開設時間は8時00分からとなっています。勤務等の都合により、開所前からの利用を希望される場合は、この「朝延長利用」をご利用ください。

ただし、朝延長は、「7時30分から8時00分まで」となっていますので、**必ず7時30分以降の利用をお願いします。**

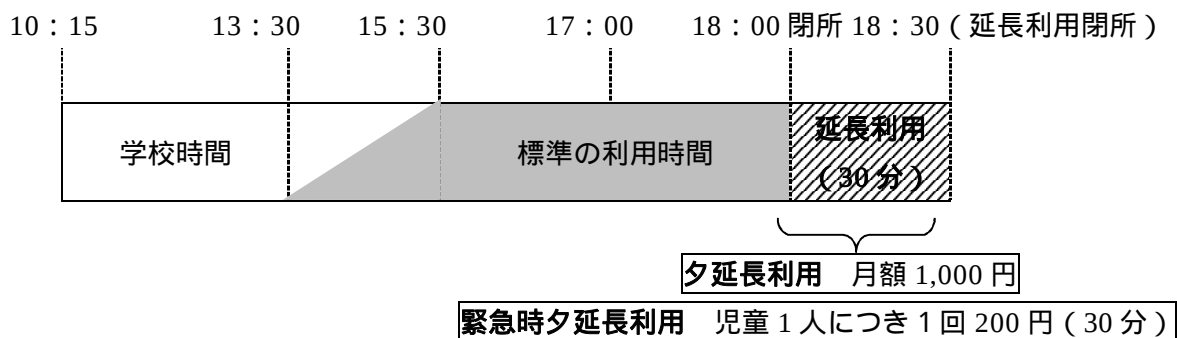
■緊急時延長利用について

「緊急時延長利用」は、夕延長や朝延長を申し込んでおられない方で、急なお仕事の都合や、ご家庭の事情等による緊急やむを得ない理由でお迎えが遅くなったり、朝の利用が早くなってしまう場合のための制度です。

ただし、夕方は18時30分まで、朝は7時30分からとなります。また、緊急時延長利用の負担金として、児童1人につき1回200円(30分単位)を負担金に加算いたしますので、ご了承ください。

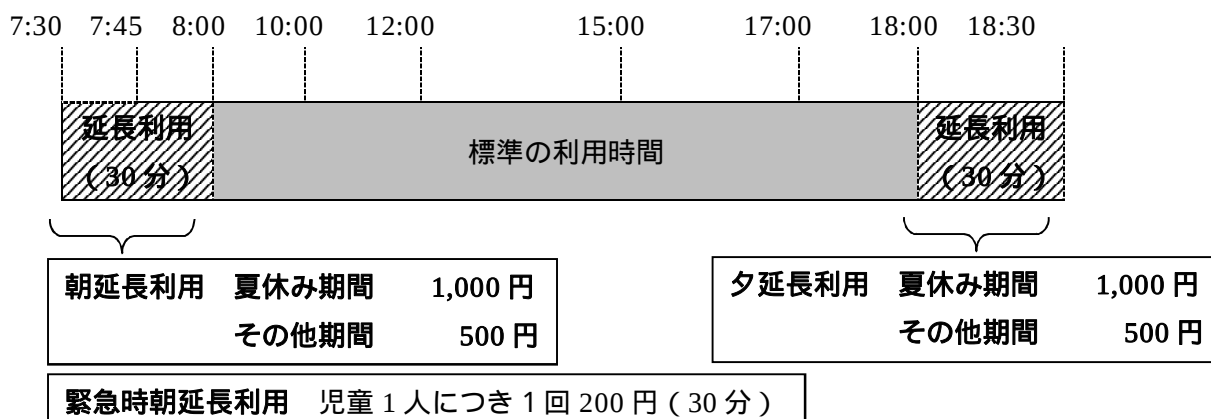
なお、緊急延長利用の有無の判定は、ICカードによりシステム（安心でんしょばと）に打刻された時間を基に行いますので、時間に余裕をもって送迎をお願いします。

【学校授業日の夕延長】



18時30分以降の延長（緊急延長含む）はありませんので、必ず時間内にお迎えをお願いします。

【長期休業期間の夕延長・朝延長】



年間利用の方 夕延長利用は年間を通じて学校授業日の取扱い（毎月 1,000 円）

5 土曜日利用について

■利用できる対象児童

児童クラブに「年間利用」で入会されている児童で、土曜日に保護者が就労等により誰もおらず、留守家庭児童となる場合にご利用できます。

■開設場所

市内 2 か所のクラブで開設を予定しています。

土曜開設クラブ	開設場所および運営者	対象
坂田第 1 児童クラブ (さかっこクラブ)	所在地：宇賀野 2 7 3 番地(クラブ専用棟) 運営：(特非)わか	市内 全域
伊吹児童クラブ (いぶきっ子クラブ)	所在地：春照 3 7 番地（伊吹薬草の里文化センター内） 運営：(公財)伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	山 東 伊 吹 地 域

利用児童数が少数の場合、「坂田第 1 児童クラブ」1 か所での利用をお願いする場合があります。

■土曜日の開設時間

8 時から 17 時まで（土曜日の延長利用はありませんのでご注意ください。）

■開設しない土曜日（休業日）

祝日の土曜日、12月29日から1月3日までの間の土曜日

■ご利用に当たって

➤ 児童の送迎

児童の送迎は、長期休業期間（平日）と同様、原則は保護者の方、または祖父母等大人の方でお願いします。なお、送迎時間は開設時間内をお願いします。

➤ 土曜日の利用予定表の提出

土曜開設クラブでは、あらかじめ出欠状況を把握する必要がありますので、児童クラブが指定する日までに、利用予定表を土曜開設クラブに提出してください。

➤ 昼食は、弁当持参をお願いします。

➤ 実費相当額

教材費・おやつ代は、土曜日利用分として月額 500 円程度が必要です。

土曜開設クラブにお支払いください。

➤ 利用の制限については、年間利用と同じルールとなります。

➤ 自宅にて保育可能なときは、学校授業日（平日）と同様、仕事の休暇日など保護者の方が自宅におられ、お子様をみることが出来る土曜日は、できる限りご自宅で過ごしていただくようお願いします。

6 保護者負担金の取扱いについて

児童クラブの負担金は、年間を通じて利用される「年間利用」と、夏休みなどの長期休業期間のみを利用される「長期休業期間利用」、さらに延長利用（朝・夕）および土曜日利用など、それぞれの区分による負担金額により、取り扱うこととしています。なお、負担金については、次のとおりとしています。

➤ 負担金（児童1人当たり）

年間利用および長期休業期間利用の入会決定後は、利用の有無に関わらず、負担金が必要です。

■ 「年間利用」をされる方

月額基本負担金 月額10,000円

延長利用をされる方

区 分		負担金額
夕延長利用（18:00～18:30）		月額 1,000円
朝延長利用 （7:30～8:00）	夏休み期間	期間 1,000円
	その他期間	期間 500円

その他期間は、「春休み」「冬休み」です。

土曜日利用をされる方

区 分	負担金額
土曜日利用	月額 4,000円

延長利用・土曜日利用を申込みされた場合は、利用の有無に関わらず、月額負担金に当該金額が加算されます。

緊急時延長は、児童1人につき1回当たり200円（30分単位）が加算されます。

■ 「長期休業期間利用」をされる方

期間別基本負担金

区 分	負担金額
学年始休業日（4月春休み）	4,000円
夏季休業日（夏休み）	18,000円
冬季休業日（冬休み）	4,000円
学年末休業日（3月春休み）	4,000円

延長利用をされる方

区 分		負担金額
夕延長利用 （18:00～18:30）	夏休み期間	1,000円
	その他期間	500円
朝延長利用 （7:30～8:00）	夏休み期間	1,000円
	その他期間	500円

その他期間は、「春休み」「冬休み」です。

延長利用を申込みされた場合は、利用の有無に関わらず、左記の期間別基本負担金に右記金額が加算されます。

緊急時延長は、児童1人につき1回当たり200円（30分単位）が加算されます。

■ その他実費負担額（減額・免除対象外）

活動費（おやつ・教材費等）	月額 2,000円程度
---------------	-------------

活動費は、児童クラブへお支払いください。（各クラブの活動内容等により金額は変わります。）

事前に準備が必要です。退会される場合は、クラブへも事前に連絡してください。

➤ 負担金納付に当たって（お支払いのルール）

■ 「年間利用」の場合

負担金区分		負担金お支払のルール	徴収時期（納期）
1	月額負担金	利用実績に関わらず、月額負担金をお支払いいただきます。	利用月の翌月末
2	夕延長利用の負担金	夕延長の利用実績に関わらず、夕延長利用の申込みがあれば、1の月額負担金と併せてお支払いいただきます。	利用月の翌月末
3	朝延長利用の負担金	朝延長の利用実績に関わらず、朝延長利用の申込みがあれば、期間別の朝延長利用の負担金をお支払いいただきます。	4月春 5月末 夏休み 9月末 冬休み 2月末 3月春 4月末
4	土曜日利用の負担金	利用実績に関わらず、土曜日利用の申込みがあれば、土曜日利用の負担金をお支払いいただきます。	利用月の翌月末
5	緊急時延長利用の負担金	緊急時利用申請書に基づき、月額負担金と併せてお支払いいただきます。	利用月の翌月末

■ 「長期休業期間利用」の場合

負担金区分		負担金お支払のルール	徴収時期（納期）
1	期間別負担金	利用実績に関わらず、申込みがある期間の期間別負担金をお支払いいただきます。	4月春 5月末 夏休み 9月末 冬休み 2月末 3月春 4月末
2	朝延長利用の負担金	朝延長の利用実績に関わらず、期間別負担金と併せてお支払いいただきます。	1と同じ
3	緊急時延長利用の負担金	緊急時利用申請書に基づき、期間別負担金と併せてお支払いいただきます。	1と同じ

■ 納付方法（お支払い方法）

納付に当たっては、口座振替による納付とします。引き落とし日は、翌月の末日となります。末日が土日、祝日の場合は、その翌営業日となります。

初めて利用される方は、別途「口座振替依頼書」を提出いただき、手続きを必ず行ってください。提出先は、ご利用される指定金融機関窓口、市役所子育て支援課（本庁舎）その他市役所窓口、のいずれかに提出してください（市役所では金融機関届出印の確認ができないため、金融機関にご提出いただくと円滑に手続きができます。）。

なお、負担金が未納になった場合は、入会を保留または退会していただく場合があります、遅延損害金が発生する場合がありますので、ご注意願います。

7 負担金の減額・免除について

次の要件に該当する方は負担金の減額または免除措置が受けられます（ただし、緊急延長利用の負担金・活動費は対象外です）。制度をご利用される方は、申請書の提出が必要ですので、必要に応じて添付書類を添えて提出してください。

1 減額・免除措置の内容

区 分	措置の内容
生活保護世帯	負担金の <u>全額免除措置</u> が受けられます。
里親世帯	負担金の <u>全額免除措置</u> が受けられます。
市民税非課税世帯	負担金の <u>4分の3に相当する金額の減額措置</u> が受けられます。
、 、 以外の ひとり親家庭等	負担金の <u>2分の1に相当する金額の減額措置</u> が受けられます。
、 、 、 以外の 兄弟姉妹（2人以上の利用）	同時に入会している児童のうち、最年長児童以外の全ての児童の負担金の <u>4分の1に相当する金額の減額措置</u> が受けられます。（申請は不要です。）

のひとり親家庭等は、 の非課税世帯に該当しない母子家庭、父子家庭、祖父母家庭等が対象となります。

の兄弟姉妹は、 、 、 、 に該当しない世帯が対象となります。

2 申請手続きについて

電子申請（マイナポータル）または紙の様式で提出ください。

○電子申請（マイナポータル）はこちらから



○様式のダウンロードはこちらから（紙申請）



➤ 提出書類等

区 分	提出書類	添付書類
生活保護世帯	申請書 1 部	なし
里親世帯		措置決定通知書（里親）の写し
市民税非課税世帯		課税状況等の閲覧の同意（同意書の提出）があれば添付書類は不要。 （ただし、令和 8 年（2026 年）1 月 1 日現在で市外在住の方および閲覧に同意されない場合は、市民税非課税証明書等、非課税世帯であることがわかる証明書の添付が必要。） ○ 4 月・5 月 令和 7 年度市県民税の状況による ○ 6 月以降 令和 8 年度市県民税の状況による
、 、 以外のひとり親家庭等	申請書 1 部	児童扶養手当の受給状況の閲覧の同意（同意書の提出）があれば添付書類不要。 <u>ただし、上記手当等を受給されていないひとり親家庭等の方は、戸籍抄本（謄本）の添付が必要</u> （添付された戸籍抄本（謄本）は減額免除の審査以外には使用しません。） その他添付書類として、遺族年金証書の写しでも可。
兄弟姉妹	不要	不要

申請書提出締切（時期）

年度当初から入会される方：令和 8 年 3 月末日

年度途中で対象となった方：随時

年度途中で入会される方：随時

3 適用のルール

区 分	適用のルール
生活保護世帯	年度途中で生活保護の決定を受けた場合は、速やかに申請手続きをお願いします。なお、適用は、当該申請された月分からとなります。
里親世帯	年度途中で措置の決定を受けた場合は、速やかに申請手続きをお願いします。なお、適用は、当該申請された月分からとなります。
市民税非課税世帯	直近の市県民税の状況から該当の有無を判断します。年度途中の申請については、当該申請された月分からとなります。 ○4・5月分 令和7年度市県民税の状況 ○6～翌3月分 令和8年度市県民税の状況
、 、 以外の ひとり親家庭等	年度途中でひとり親家庭等となった場合は、速やかに申請手続きをお願いします。なお、適用は、当該申請された月分からとなります。
、 、 、 以外の 兄弟姉妹（2人以上の利用）	減額の対象となる児童は、同時に入会している児童のうち、最年長児童以外の全ての児童です。 また、兄弟姉妹の利用区分が、「年間利用」と「長期休業期間利用」とで異なる場合は、2人以上の入会となる月の負担金対象となります。 〔例 最年長児童：夏休み利用 2人目入会児童：年間利用 2人目の7、8月の年間利用負担金が1/4減額〕
減額する 負担金の範囲	減額および免除する負担金は、「年間利用」については月額負担金、「長期休業期間利用」については期間別負担金、延長利用の負担金（朝・夕）、土曜日利用の負担金対象となります。
減額による 端数処理	減額措置による負担金の端数処理は、100円未満切り上げにより処理します。

利用の自粛や未利用の場合であっても、負担金の減免はありませんのでご注意ください。

8 お問い合わせ

■入会手続き・負担金等についての問い合わせ先

〒521—8501 米原市米原1016番地

米原市役所本庁舎 子育て支援課 電話 53-5131

■開設クラブの問い合わせ先

名 称	所 在 地 運 営	連 絡 先
米原第1児童クラブ (まいはらっ子クラブ)	入江 296 番地 (クラブ専用棟)	080-2446-8093 (クラブ) 52-9610 (クラブ)
	(特非)きづな	
米原第2児童クラブ (あしたばひろば)	入江 307 番地 (クラブ専用棟) 児童数に応じて東西2棟で運営します。	070-8785-9488 (クラブ)
	(株)明日葉	
河南児童クラブ	枝折 77 番地 (河南小学校内)	090-4434-9867 (クラブ)
	(株)明日葉	
坂田第1児童クラブ (さかっこクラブ)	宇賀野 273 番地 (クラブ専用棟)	090-6970-3617 (クラブ)
	(特非)わっか	
坂田第2児童クラブ (お家笑里クラブ)	顔戸 1513 番地 (近江学びあいステーション内)	080-1490-4529 (クラブ)
	(特非)おうみ地域人権・文化・スポーツ振興会	52-3483 (近江学びあいステーション)
息長児童クラブ (げんきッズ息長)	能登瀬 1339 番地 (息長小学校内)	080-2536-8474 (クラブ)
	(福)米原市社会福祉協議会	54-3110 (社協)

名 称	所 在 地	連 絡 先
	運 営	
大原児童クラブ (はらっば)	野一色 1184 番地(クラブ専用棟)	55-1255 (クラブ) 090-5010-9976 (クラブ) 080-8501-6062 (クラブ)
	(特非)おおはら	
山東児童クラブ (ほたるっ子 310)	志賀谷 1907 番地(クラブ専用棟)	080-2518-0552 (クラブ) 55-2578 (山東学びあいステーション)
	(特非)カモンスポーツクラブ	
柏原児童クラブ (のびっ子)	柏原 2320 番地 (柏原小学校内)	090-7366-9304 (クラブ) 57-0015 (クラブ) 57-0077 (柏原こども園)
	(福)柏葉会	
伊吹児童クラブ (いぶきっ子クラブ)	春照 37 番地 (伊吹薬草の里文化センター内)	090-5906-3728 (クラブ) 【伊吹薬草の里文化センター内】 080-8348-0824 (クラブ) 【伊吹小学校内】 58-0105 (薬草の里)
	上野 991 番地 (伊吹小学校内) 杉澤 817 番地 (春照小学校内 夏季休業期間のみ) (公財)伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	